

「情報」科目テキストにおける「図書館」

藤間真

桃山学院大学 経済学部

〒594-0098

大阪府和泉市まなび野1-1

tohma@andrew.ac.jp

谷本達哉

羽衣国際大学・羽衣学園短期大学

〒592-8344

大阪府堺市浜寺南町1-89-1

志保田務

桃山学院大学 経営学部

〒594-0098

大阪府和泉市まなび野1-1

西岡清統

大阪市立大学大学院創造都市研究科

〒558-8585

大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138

概要

最近の教育行政においては、学校教育に対する図書館利用の重みが増えつつあるように見えるが、初等中等教育の変遷は公共図書館にも大きな影響を与えてきた。

そうした中、高等学校に新教科「情報」が導入された。この新教科によって図書館と学校の関係がどのように変わるのかという関心を我々は抱いた。また、「市民の知る権利の擁護機関としての図書館」ということが基礎知識としてある「図書館情報学」という学問分野からすると、図書館への言及があるかどうかということにも興味が高まった。

そこで我々は、普通教科「情報」の文部科学省検定済みの教科書及び関連資料を収集し、図書館を始めとする市民のための情報基盤に関するキーワードの出現回数を確認した。更にいくつかのキーワードに関して文脈上どのような意味を持つかを検討した。

科目設立経緯等から見てある程度予想されたことではあるが、図書館利用についての基礎的な知識すら言及はほとんどなかった。まして、図書館の自由宣言に象徴される、図書館界がみずからの働きとして重視してきた側面への言及は、情報社会の光と影に関して無視できない取り組みであると我々は考えるが、ほとんど触れられていなかった。

1. はじめに

平成9年(1996)度の学校図書館法改正によって40年以上にわたって「当分の間、司書教諭を置かないことができる(同法附則)」と放置されてきた必置義務猶予が見直

された。また、平成15年度(2003)における学習教育指導要領改正に図書館等の活用への言及が含まれるなど、ここ数年の教育行政を見ると、学校教育に対する図書館利用の重みが増えつつあるように見える。そうした中、

“Libraries” in the textbooks of “information” subjects
M. Tohma(Faculty of Economics, Momoyama Gakuin Univ.)
S. Shihota(Faculty of Business Administration, Momoyama Gakuin Univ.)
T. Tanimoto(Hagoromo Univ. of International Studies)
K. Nishioka(Graduate School for Creative Cities, Osaka City Univ.)

平成15年(2003)度より高等学校に新教科「情報」が導入された。この、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」というスローガンを掲げた教科は図書館などの市民のための情報機関をどのように扱っているだろうか?という疑問を我々は抱いた。

別の視点からすると、図書館を始めとする市民のための情報基盤という視点を欠いた「情報教育」は、情報の大海を航海するすべを教えるにあたって、機械の保守方法や操船技術のみに焦点を当て、灯台などの支援施設については全く等閑視した教育と喩えることができると我々は考えるが、現実はどうなっているのではないかとこの危機があった。

以上のような認識のもとに、我々は教科「情報」における図書館を始めとする市民のための情報基盤の扱いについて精査する必要があると考えた。そのために、普通教科「情報」の文部科学省検定済みの教科書(情報A:13種、情報B:9種、情報C:9種の合計14社31種)及び対応する教授指導書(情報A:10種、情報B:6種、情報C:6種、合冊:1冊の合計11社23種)を収集し、図書館を始めとする市民のための情報基盤がそれらの教科書でどのように扱われているかを調査した。

具体的には、「図書館」「図書/調べ学習」「博物館/公文書館」「情報公開」「情報伝達/発信」「情報提供/開示」「雑誌/図書/教科書」「司書/司書教諭」というキーワードが各教科書でどこに出現するかを調査した。さらに「図書館」というキーワードに関して文脈上どのような意味を持つかを検討した上で対応箇所について指導書で確認した。

なお、本研究においては日本図書館研究会情報システム研究グループの構成員、特に出澤茂博士(桃山学院大学非常勤講師)と本山晶子氏(プロスインターナショナル)の助言を受けた。また桃山学院大学総合研究所共同研究プロジェクト03共163「世界市民の育成の一環としての情報教育」より援助を受けた。

2 我々の動機の背景

SSS2004の性格に鑑み、我々の動機の背景について少し説明を加える。

一般に、「図書館」そのものを知らない人はいないと考えられる。しかし、「図書館について知っている」という自覚のある人が、必ずしも図書館について理解していると

は限らず、むしろ皮相的な理解しかしていない人が多いことは数多くの指摘がある。

端的な例で言うと「同じ質問を持った子供が次々と来るが、回答に必要となる適切な資料は最初の一人に貸し出してしまっていて対応に苦慮する」といった事例が図書館界でささやかれるようになってから久しいが、このことから調べ学習を行う教員は図書館における調べものや探しものについて皮相的な理解しかしていないのではなからうかという疑問がわいてくる。

更に理論的な側面を見ると、現代日本における「図書館(図書館情報学)」の基盤の一つに「図書館は人々の知る権利を擁護する機関である」という思想がある。もちろん図書館の資料はそれを実現するための一つの重要な手段ではある。しかし、資料を揃えることだけが図書館の役割ではない。利用者の質問に応じて、利用者個人では関連性を見出しえないような資料を提供する。あるいはネットワークを形成している他の図書館に利用者を紹介したり、他の図書館の蔵書を提供すること等、種々の機能を備えているが、残念にしてそのような機能が一般に認識されているとはいえない。付け加えると、このような使命感とも関連して情報探索行動に関する研究やサーチャー試験に代表される大規模データベース利用技術への視点も図書館情報学は包含するが、このような視点もまた周知のものとはいえない。

学校教育の現場に目を向け、先述した「調べ学習を行う際には学校図書館及び近隣の図書館に連絡することが望ましい」ということについて述べると、これは単に「迷惑をかけない」という社会における常識とでもいべき消極的な事柄を意味するものではない。図書館における情報の専門職としての司書や司書教諭との意思疎通がとれれば、調べ学習(授業)の展開にあわせて、資料の貸出し期限を調整したり、他の図書館から蔵書の貸与を受けたりといった形で、授業への支援を受けることができるという、教育現場における図書館活用法たる積極的な意味もこめられている。しかしながら、このような知識についても教育の世界においてはあまり知られていないという現実があり、その背景には図書館の役割や機能について、一般的には認知されていないことが大きな要因であると考えられる。別の例を挙げると大阪府立全高校で図書室に学校のサーバーが配置されるという。これも政策

策定者の図書館への無理解の現れと取ることができる。

更には、「図書館の自由に関する宣言」に象徴される、図書館界がみずからの働きとして重視してきた、利用者を守る視点や資料・情報の収集・選択についての考察は、情報社会の影に関して無視できない極めて重要な取り組みであるといえようが、これについても社会に浸透しているとは言いがたい。

ところで、先に指摘した「市民の知る権利を擁護する」という視点に立つ制度や機関については必ずしも図書館に限定されるものではない。たとえば、情報公開制度や公文書館、博物館等も「知る権利の擁護」をその目的としている。たとえば、官公庁が主体的に開示している「情報開示」では目にすることのできない情報を、知る権利の擁護の一環たる「情報公開制度」によって入手した市民オンブズマンの活動などの事例にも多数見られることからすると、このような制度について教授することはデータ処理機としてのコンピュータに捉われない「情報」という視点からすると非常に重大であると我々は考える。

もちろん、このような「知る権利の擁護機関」という側面を持つ機関についての知識の扱いを「情報教育」で扱うことに関して日本では違和感がある。しかしアメリカでの「Information Literacy」が図書館に立脚した概念であること、そしてその裏にはジョン・デューイ流の自己学習能力育成に着目し、そのための支援施設も充実しようとしてきたという側面があることを考えると、これまでの上意下達型の教育からの脱却のためには情報に関する社会的支援施設に関する知識も高度情報化社会において重要な知識であると言えよう。

3. 検定済教科書における「図書館」関連キーワード

具体的な分析を行うため、文部科学省の検定に合格した情報A:13種、情報B:9種、情報C:9種の、合計14社31種の教科書の分析を行った。

まず予備的に全体像を掴むために、図書館に限らず、「情報」を扱う社会的機関が各教科書でどのように扱われているかを見るために、「図書館」「図書調べ学習」「博物館/公文書館」「情報公開」「情報伝達/発信」「情報提供/開示」「雑誌/図書/教科書」「司書/司書教諭」というキーワードがどこに出現しているかを数え上げた。出現回数の一覧表を表1~3に示す。1)で続けたキーワードは、どちら

かが出現していれば1回と数えている。

これらの表から読み取れるのは、公共の情報活動を支援するための社会装置としての図書館、公文書館、博物館等に関連するキーワードがあまり使われていないことである。なお、「情報公開」というキーワードはそれなりに出現しているが、これは情報公開制度のことではなく、webサイトを用いた自己の情報提供という文脈である。

次に、「図書館」「司書/司書教諭」というキーワードについて更に詳しく分析した。

まずは「司書/司書教諭」というキーワードであるが、言及がある教科書は2種だけであり、しかもそのうちの1種は大学で取得可能な資格の一覧の中に出現するだけである。すなわち、ほとんどの教科書の執筆者にとって、重要な情報専門家としての司書が意識されていないことが示唆される。

更に、「図書館」というキーワードについて、何回その教科書に出現したかを数えた回数を表4に示す。

まず目に付くこととして、図書館への言及そのものが無い教科書が3点ある。このことから、「図書館」への言及がまったく無い教科書が教科書検定で許容されていることがわかる。

逆に、一番出現回数の多い11回出てくる情報Bの教科書を見る。この教科書で「図書館」というキーワードが頻出するのは、問題解決の例題として学校図書館の貸出し管理システムの試作を扱っていることによる。この、図書目録を題材として扱うことそのものは指導要領解説で例示されていることではあるにせよ、この部分の執筆者は図書館の運営では周知の事実について認識が浅いのではなかろうかと内容から推測される。一例を挙げると、学籍番号からその生徒が借り出している書籍の一覧表を作る例が挙げられている。学校図書館と公共図書館は違うとはいえ、この様な個々人の読書履歴を周知のものとするような機能を導入する例は、望ましくないと我々は考える。

それ以外の教科書においても「図書館の百科事典で見てみましょう。」「図書館の本で〇〇という記述を見た。」といった断片的表現に留まっている記述がほとんどであり、図書館の社会的意義に立脚したものは見当たらない。

まとめると、普通教科「情報」の教科書で「図書館」に関

する記述はほとんどなく、あっても我々の立場から期待するレベルの記述はないと言える。

4. 「教授指導書」における「図書館」の扱い

教科書会社は検定済み教科書を発売すると同時に、学校現場の便宜を図ってその教科書を使用する教諭向けに「教授指導書」を作成することが多い。教科書には文部科学省の検定という制限があるが、「教授指導書」にはそのような制限がないので、比較的自由的な記述が可能である。そこで、その「教授指導書」に関して、教科書で「図書館」というキーワードが出現している箇所について指導書の対応箇所を確認した。

それらにおいては、教科書本体以上の図書館への言及はなかった。したがって、先に必要性を指摘した「図書館で調べものをする課題を出すときは学校図書館や近隣の公共図書館に連絡を取る」というレベルの指導すら記述がない状態であった。

まして、図書館利用についての基礎的な知識への言及はなく、さらには、「相互利用という形で形成されている図書館ネットワーク」「図書館の図書館としての国立国会図書館」などにも触れていない。

付け加えると、図書館の自由宣言に象徴される、図書館界がみずからの働きとして重視してきた側面への言及は、情報と図書館を緊密に考える我々の立場からは期待される場所であるが、見当たらなかった。

5. おわりに

図書館など「知る権利を保障」する機関や制度に係わる記述について、高等学校の教科「情報」検定済み教科書及び指導書を調査した。

その結果、図書館利用についての基本的な知識への言及はほとんどなく、「相互利用・図書館ネットワーク」「図書館の図書館としての国立国会図書館の機能」についての記述も認められない。また、図書館の自由宣言として、図書館界が自らの働きとして重視してきた「図書館の社会的役割」「情報の『影』の部分」についても、ほとんど触れられていない。喩えて言うなら海図無き航海へのはなむけ程度のものであった。

このような状況は、日本での「情報教育」の現状や科目設立経緯からみてある程度予想されたことではある。し

かしこの状況は冒頭で指摘した図書館重視の流れとも整合的であるとはいえない。アメリカ流の「情報リテラシー」を日本の現状に合わせるべく研究を続けているグループもあるので状況が変化する萌芽はあると感じている。

今後我々は図書館情報学の既存の知見と現在の「情報教育」との接点について更に研究を進める予定である。その一環として次の教科書検定に向けての準備において扱いがどのように変化するのか、各教科書会社にアンケートを実施している。また、このような現状の背景には、大学の教員・研究者の図書館への皮相的な理解があるのではないかとの問題意識が我々にはあり、そのことの実証と解決手段について検討を始めたところである。

参考文献

斉藤文男 『85%という哀しみと喜び』 「現代の図書館」 41 (3) ,2003,p.123-129

須永和之 『特集にあたって (特集:「総合的な学習」と図書館)』 「現代の図書館」 40(1), 2002, p. 3-5

藤間他、 『「情報」科目テキストにおける「図書館」』 「図書館界」,56(2),p120-126,2004

中川正樹 『情報教育-今おこなわれようとしていること』 「情報の科学と技術」 50(8), 2003, p. 123-139
長谷川豊祐 『情報リテラシーと大学図書館』 「現代の図書館」, 41(3), p163-173, 2003

山口真也 『漫画作品にみる「図書館の自由」-利用者の秘密を漏洩する図書館員』 『日本語日文学研究』 第6巻第1号(神郷国際大学総合文化学部)

三輪真木子 『情報検索のスキル』 中央公論新社,2003

文部省 『高等学校学習指導要領解説』 2000, 開隆堂出版

本村猛能他 『情報科教育法』 学術図書出版 2003

大岩元他 『情報科教育法』 オーム社, 2001

岡本敏雄他 『情報科教育法』 丸善, 2002

河村一樹 斐品正照 『情報科教育法: 教職課程テキスト』 彰国社2003

本田敏明他 『情報教育の新パラダイム』 丸善2003

表 1 情報 A の教科書の調査結果

	図 書 館	図 書 / 雑誌 / 教科書	調へ学習	博物館/ 公文書館	情報公開	情報伝達 / 発信	情報提供 / 開示	司書/ 司書教諭
出版社 A	0	0	0	0	0	3	1	0
出版社 B	0	1	0	0	0	5	0	2
出版社 C	6	9	0	0	0	14	5	0
出版社 D	2	3	0	0	0	6	0	0
出版社 E	5	0	0	1	0	7	0	2
出版社 F	9	3	0	2	0	10	0	0
出版社 G	4	2	0	1	2	8	0	0
出版社 H	2	0	0	0	2	13	2	0
出版社 I	4	0	0	0	3	8	2	0
出版社 J	1	1	0	0	0	0	0	0
出版社 K	1	1	0	0	8	0	12	0
出版社 L	2	0	0	0	2	14	0	0
出版社 M	1	2	0	0	0	8	1	0

表 2 情報 B の教科書の調査結果

	図 書 館	図 書 / 雑誌 / 教科書	調へ学習	博物館/ 公文書館	情報公開	情報伝達 / 発信	情報提供 / 開示	司書/ 司書教諭
出版社 A	7	0	0	4	3	2	1	0
出版社 B	3	1	0	0	0	0	0	0
出版社 C	6	3	0	0	0	4	0	0
出版社 E	4	3	0	0	2	2	0	0
出版社 F	11	9	0	0	0	4	0	1
出版社 G	2	2	0	1	1	1	0	0
出版社 I	1	6	0	0	0	2	0	0
出版社 J	2	2	0	1	0	2	0	0
出版社 L	1	0	0	0	1	1	0	0

表 3 情報Cの教科書の調査結果

	図書館	図書 /雑誌 /教科書	調べ学習	博物館/ 公文書館	情報公開	情報伝達 /発信	情報提供 /開示	司書/ 司書教諭
出版社 A	1	1	0	0	10	0	0	0
出版社 B	1	2	0	0	1	3	0	0
出版社 C	3	0	0	0	2	5	0	0
出版社 E	3	3	0	0	0	0	0	0
出版社 F	5	2	0	0	0	0	0	0
出版社 G	1	2	0	0	1	1	0	0
出版社 J	0	0	0	0	0	0	0	0
出版社 L	2	0	0	0	1	0	0	0
出版社 M	1	0	0	0	1	4	1	0

表 4「図書館」というキーワードの出現回数

出現回数	0	1	2	3	4	5	6	7	9	11
情報A	2	3	3	0	2	1	1	0	1	0
情報B	0	2	2	1	1	0	1	1	0	1
情報C	1	4	1	2	0	1	0	0	0	0
合計	3	9	6	3	3	2	2	1	1	1